

新型コロナウイルス感染症対応資金の借換制限の緩和について

1 借換制限の緩和に係る保証制度の新旧対照

(1) 緩和前に認めていた借換えの事例（～令和3年2月21日まで）

■同一金融機関内

| 借換前 | 借換後 |
|-------|-------------|
| 1) 5号 | →4号、危機関連の借換 |

■他金融機関

| 借換前 | 借換後 |
|-------|-------------|
| 1) 5号 | →4号、危機関連の借換 |

(2) 緩和後に認める借換えの事例（令和3年2月22日～）

■同一金融機関内

| 借換前 | 借換後 |
|------------|-------------|
| 1) 5号 | →5号の借換 |
| 2) 5号 | →4号、危機関連の借換 |
| 3) 4号、危機関連 | →5号の借換 |
| 4) 4号、危機関連 | →4号、危機関連の借換 |

■他金融機関

| | |
|-------|-------------|
| 1) 5号 | →4号、危機関連の借換 |
|-------|-------------|

2 借換え後の取扱い

- (1) 借換え後の資金は、新規融資した資金と同様の取扱いとなることから、借換え実行日から保証料の全額と3年間の利子補給が受けられること。
- (2) 据置期間については5年以内、貸付期間については10年以内となること。

《参考 市町村が信用保証制度の認定を行う際の売上減少の判断基準について》

「売上高等」を前年同期と比較する際、感染症等の影響により前年同期の売上高等が既に低かった場合、感染症等の影響を受ける前との比較で認定することは可能となっています。